

第 2 回

民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

平成30年6月28日

(午前10時00分 開会)

○渡部幹事 定刻になりましたので、小林会長、よろしくお願いいたします。

○小林会長 皆さん、おはようございます。朝早くから、特に遠くからおいでの方の皆さんには御礼申し上げます。きょうもよろしくお願いいたします。座って司会をさせていただきます。

会議の前に、事務局から委員の出欠状況と配付資料の確認をお願いいたします。

○渡部幹事 おはようございます。この検討委員会の幹事を務めさせていただいております生活福祉部地域福祉課長の渡部でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

この会議は、設置要綱第10の規定により公開とさせていただいております。

本日、報道関係者1社申し込みがありましたが、まだ来られていないようでございます。あと、傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせをいたします。

また、委員の皆様方のご発言は議事録として取りまとめまして、ホームページで公開させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

委員の方の出欠についてでございます。本日は、都民連の芝辻委員、区市町村代表の奥多摩町の清水委員、東京都の竹中委員から欠席の連絡をいただいております。また、足立区の秋山委員の代理で眞鍋係長が出席をしております。三鷹市の野々垣課長の随行といたしまして立仙係長も出席をしています。また、生活福祉部長の坂本が出席をさせていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日の会議次第、座席表。資料につきましては、資料1、民生委員・児童委員活動に関する検討委員会設置要綱、活動に関する検討委員会の委員名簿、資料3、検討委員会のスケジュールでございます。資料4が、民生委員・児童委員活動に関する検討委員会「中間のまとめ(案)」でございます。資料5が、区市町村の班活動の実施の有無と充足率でございます。資料6が、豊島区の民生委員・児童委員班活動支援補助金交付要綱となります。

そのほかに、4月25日第1回民生委員・児童委員活動に関する検討委員会作業部会における主な意見をお配りしております。青色のファイルには、前回の作業部会までの資料をつづっております。

以上、全ての資料はおそろいでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

○小林会長 ありがとうございます。

続きまして、今後のスケジュールを事務局から説明していただきたいと思います。

○渡部幹事 それでは、資料3をご覧ください。前回の検討委員会でお配りいたしましたスケジュールと若干変更がございます。6月の欄に区市町村課長会を入れておりましたが、7月に開催することとしております。

また、アンケートの結果を反映させていただくため、8月に最終中間報告を出すこととしております。

以上でございます。

○小林会長 はい、ありがとうございました。現時点のスケジュールということですが、よろしいでしょうか。少し後ろにずれたということになりますので。

（「異議なし」の声あり）

○小林会長 それでは、異議なしということで、次第の2に移りたいと思います。

先ほど事務局から説明がありましたように、8月にこの検討委員会として、「民生委員・児童委員活動に関する検討委員会中間のまとめ」をつくることにしております。

本日は、事務局のほうで第1回の検討委員会、作業部会、それから先日開催されました第2回の作業部会の議論を踏まえまして、中間のまとめの素案をつくっていただいております。

では、本日の進め方について事務局からご説明ください。

○渡部幹事 では、説明させていただきます。

まず、事務局から「中間のまとめ」につきまして、6月22日に開催の作業部会でのご意見を少しご紹介させていただきながら、お時間15分ほどいただきまして、一通り説明をさせていただきたいと思います。その後、事項ごとにご議論をいただきたいと考えております。

また、本日お配りいたしました資料5、資料6につきましては、該当の部分を議論の際に説明をさせていただきます。

また、委員長からもお話のとおり、8月に「中間のまとめ」をまとめることとしておりますので、この検討委員会の場で方向性について確認をいただければと考えております。

○小林会長 ありがとうございます。

前回も、きょうご出席の皆さんの大半の方々には説明を聞いていただいたわけですが、もう一度、「中間のまとめ」の概略を聞かせていただき、その後、事項ごとに審議をするという方向にしたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○小林会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○渡部幹事 それでは、「中間のまとめ」についてご説明をさせていただきます。

まず、本文中、枠だけある部分や文章やグラフに色を付けている部分がございます。現在、民生委員に対しアンケートを実施しており、その結果がまとまりましたら、グラフや本文の上書きをする予定でございます。アンケートは前回第2回作業部会の参考資料1として配付しておりますが、8月上旬に都民連で集約完了する予定ですので、結果を反映いたします。

また、区市町村向けのアンケートの結果も反映させていただく予定でございます。

それでは、1ページでございます。1の中間のまとめの趣旨ですが、次回の一斉改選に向けて、早急に結論を出す必要がある民生委員の活動環境の整備を中心にまとめました。

続きまして、2の都内民生委員・児童委員の現状といたしまして、委嘱状況は定数に対し充足率は91.9%です。

2ページをご覧ください。③の職業別委嘱者数では、平成19年度に比べて無職の方の割合が減少し、就業者の割合が増加しています。ここで特徴なんです、就業者の中で社会福祉事業従事者が区域担当で2.4倍、会社員も区域担当で178から327人ということで約倍増しております。

次に、3ページお開きください。活動状況でございますが、1人当たり月平均活動日数は、区域担当を見ますと、平成19年度は約12.1日でしたが、平成28年度は12.5日と増加をしております。

次に、5ページをお開きください。図の4番、単位民児協による住民向け活動の種類を示したグラフになりますが、何らかの形で実施している割合が一番高いのが、学校などへの訪問活動、次に高齢者への訪問活動と続いております。

次に、複雑化・多様化する地域課題についてでございます。6ページに図の5の棒グラフがありますように、東京都の人口は2025年にピークとなり、その後、減少が見込まれます。折れ線グラフは高齢化率で、2060年には3人に1人が高齢者と推計され、東京都の全世帯の3割が高齢者の一人世帯、二人世帯と見込まれています。

続いて、7ページをお開きください。

経済的困窮やひきこもりなど、多様な課題を抱えた方も増加しており、こうした課題を丸ごと受けとめ、適切な支援につなげる上で、民生委員に求められる役割が大きくなっております。近年における社会福祉諸制度等の見直しということで、この数年でも生活困窮者自立支援法や子供の貧困対策推進法など、新たな法律施行や法改正によって民生委員活動にも影響が出ています。

また、次の8ページにありますように、国におきましては、「我が事」、「丸ごと」をキーワードに、地域共生社会の実現に向けた改革を進めております。

次に、9ページをお開きください。平成28年度に実施いたしました、全民事連の「社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」、⑥の東京都地域福祉支援計画、次の10ページの東社協でまとめました「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について中間まとめ」の中で、それぞれ民生委員の活動に関係する部分も記載しています。

11ページから、関係機関における検討を掲載しております。

12ページの(3)になりますが、都民連では、100年の価値ある実践を継承し、民生委員活動をさらに発展させるために、平成28年11月に「東京版活動強化方策」

を策定いたしております。

12ページにも、早期の課題解決に向けてというところがございますが、二つの柱を設け、各課題別に現状と課題を述べ、取組の方向性を示しております。

まず、一つ目の大きな柱でございますが、適任者の確保の取り組みでございます。①の活動の周知では、現状と課題のところですが、福祉保健局インターネット福祉保健モニターに尋ねましたところ、次のページ、13ページが円グラフになっておりますが、民生委員を知っていたのは8割、一方、7割は余り周知されていないと思うとも回答しております。

また、14ページのグラフは、具体的な意味を知っている住民が多くないことをあらわしております。

次に、15ページの取組の方向性でございますが、周知する際、「誰に」「何を」「どのように」知ってもらうかを明確にすること。例えば、住民には制度を知ってもらうパンフレット、連携先となる関係機関向けや候補者の推薦母体となる自治会等には、活動内容を深めていただくためのパンフレットなど、目的を明確にした広報が重要です。

また、民生委員は大変だけど、やりがいがあるなどの生の声など、住民の理解・共感を得るため、多層的、継続的な広報を行うことが求められております。

この活動の周知のところですが、ここではいろいろと作業部会でご意見を賜りました。委員が何をやっているか知ってもらうためには、班活動のように現場へ出ていく状況を大いにつくっていくことが有効、また、若い世代には認知症サポーター養成講座に民生委員さんに参加してもらうこと。さらに、小中学校でよく民生委員さんが来賓として呼ばれますが、民生委員の活動をその場で紹介をしていただくなど、さまざまなご意見をいただきました。

本日、まだここにこのご意見を反映させておりません。きょうはそのことも含めまして、きょう、委員の皆様からご意見を賜りまして、反映させていただきたいと思っております。

次に、②の候補者への適切な説明でございます。現状と課題につきましては16ページにありますが、委員就任前に聞いていた説明と実際の活動との違いがあるとの声を多く聞きます。平成28年度の全国調査では、民生委員になったことをどう感じているかについて、調査結果のグラフのほうは17ページになりますが、「とても後悔している」「少し後悔している」の合計は1期目の区域の担当では14.2%、それから、主任児童委員は12.9%ですが、5期目以上の委員では、それぞれ4.3%、3.2%と減少をしております。

また、「とても良かった」「良かった」の合計は、1期目それぞれ52.8%、53.3%が、2期目、3期目と割合が高くなり、5期目以上は76.8%、78.0%となっており、民生委員としての経験を積み重ねると、「後悔している」が減り、「良かった」が増えております。

取組の方向性といましては、委員候補者に対し、民生委員の役割などについて具体的に記載しているリーフレットを活用して、活動上の苦勞も含めて説明することが有効です。

18ページの③候補者の推薦では、適任者の確保が難しい要因は、「町会・自治会の高齢化」「地域自体の高齢化、活動が大変というイメージが先行」「仕事や介護などで活動時間を十分確保できない」の回答が多くありました。

取組の方向性では、20ページになりますが、従来からの地域の支え手に加えて、近年では、子ども食堂や学習支援などを行っている民間団体にも民生委員候補者の推薦を依頼するとともに、マンションの管理組合を通じて候補者を選任するなど、人選の手法を工夫することが必要です。

先ほど2ページで、社会従事者が倍以上になっているとご報告をさせていただきましたが、こちらのほうでも作業部会でご意見を賜りまして、社会貢献をしたいという気持ちを持っている方が多い、そういう方へのアプローチの仕方をこちらのほうに入れたらどうかというご意見をいただきまして、こちらのほうをきょうの委員の意見も加味いたしまして、あわせて反映させていきたいと思っております。

④の推薦準備会の活用でございますが、都内では12の区市町村が推薦準備会を設置しております。

設置の効果といましては、推薦準備会のメンバーは地域で活躍している方の情報を把握しており、人選が行いやすく、また実質的な審査ができる、地域の関係機関がメンバーになっているため、推薦準備会の運営、候補者探し自体が、民生委員について地域の方々に知っていただく機会になっているなど、三つ挙げております。推薦準備会設置の区市町村の充足率が高いことから、推薦準備会の設置は有効と考えております。

続いて、21ページをお開きください。もう一つの大きな柱でございます、(2)の民生委員・児童委員の活動支援に向けた環境整備でございます。

まず、地域の実情に応じた支援ですが、地域の実情により、区市町村が行う民生委員への支援は多種多様と考えられます。今年度、都内62区市町村のうち、34区市町で協力員事業を実施しております。

また、今後の利用意向は、区市町村経由で活用するのが6割、導入しないが4割と二極分化しております。

取組の方向性といましては、22ページにございますように、都は、地域の実情に応じた民生委員の活動環境整備のための取り組みを促進するよう、区市町村を支援するとともに、区市町村や民児協におきましても、地域の状況を把握し、負担軽減の検討も必要と考えています。

次に、②で民生委員・児童委員に依頼される業務の多様化です。民生委員に対してさまざまな業務が依頼されております。また一番下の丸ですが、地域での緊急対応を要するときに、行政の担当者に連絡がつかないことが委員の負担になっているという声もあ

ります。

取組の方向性といたしましては、23ページでございますが、民生委員の活動範囲につきまして、整理・検証する必要があります。民生委員の力を効果的に発揮できる環境整備が必要です。また、専門的な知識が必要な場合のアドバイスや、民生委員から土日・夜間に行政担当者に連絡・相談できる体制を整備することは委員の安心感につながります。

次に、24ページの③民児協組織の活性化です。委員活動を続ける上で活動のやりがいポイントとなります。

25ページの三つ目の丸ですが、民生委員は、児童委員を兼ねております。虐待や貧困、不登校など、子供を取り巻く問題は世帯が抱える課題でもあり、見守りや行事参加を通じ、地域の親子と顔見知りになり、地域で成長を喜び合う関係づくりが重要です。また、親子を見つけたときは声かけにも工夫が必要です。

取組の方向性ですが、委員がやりがいを持って活動できる環境整備には、単位民児協における会長のリーダーシップが求められます。

26ページになりますが、民生委員のスキルアップのため、所管別・分野別に整理したわかりやすい活動マニュアルや、単位民児協運営の好事例集は有効と考えます。

また、民生委員・児童委員として、「気になる家庭」について地域住民から情報を得られる関係づくりが期待され、課題を抱える親子を把握した際には、児童福祉所管部署と適切な支援につなぎ、みずからも身近な相談相手として寄り添っていくことが求められます。

また、適切に声かけができるスキルを、研修等により身につけることが必要でございます。こちらのほうも、研修等についてももう少し書かれたらどうかということを、作業部会でご意見を賜りましたので、本日はここに少し反映させていただきましたが、そこはきょうのご意見も踏まえさせていただいて、反映させていただきたいと思っております。

次に、④の民生委員・児童委員同士の支え合いです。活動における民生委員・児童委員の支え合いは重要です。

27ページになりますが、新任の方は、民生委員として具体的に何をすればいいのかわからないと不安を抱えています。相談できる仕組みとして班活動があります。都内で4分の1の単位民児協で実施をしております。班活動の広がりにより、民生委員同士の支え合いが進みます。また、新任に先輩をコーチとして配置することにより、気軽に相談ができます。

次に、30ページをお開きください。民生委員・児童委員活動における連携強化でございます。

民児協は、地域包括支援センター、福祉事務所、市町村社協と広く連携できている現状があります。また、これらの機関との連携は非常に役立っていることがわかりました。

さらに連携機関をふやすための取り組みを全都的に広めるよう、都や都民連は支援する必要があります。

次に、32ページ、民生委員・児童委員活動費についてでございます。民生委員の負担拡大が指摘されています。委員活動の多様化などに伴い、経済的負担の増加があります。民児協活動の活発化をしようとする、そのための財源が必要ですが、委員個人が負担することになる可能性があります。活動に要する実費は適切に支援される必要があると考えます。

こちらのほうで関係機関との連携が大切であること、それから、民生委員の方は、いわゆる相談機関のプロ、専門機関ではないということで、コーチ制なり班活動なり、支え合いのところでいろいろご意見を賜りましたが、まずはつなぐこと、適切な分野につなぐことが大事で、自分で相談を受けとめて、そこに対応することではないんだというところを、いろいろご意見を賜りましたが、そこはまだここには反映しておりませんけれども、また、そういった表現を反映させていきたいと思っております。

5の最終報告に向けてでございます。33ページでございますが、民生委員は、年齢も内容も問わず、世帯丸ごと受けとめてきました。まさに、地域共生社会を先取りしていると言えます。今後の検討では、民児協内の「内的環境の整備」と住民の理解等の「外的環境整備」についても検討いたします。

また、候補者発掘や周知の仕組み、東京版活動強化方策のうち、現在検討できていない部分についても、最終報告に向けた検討を行います。

説明は以上でございます。

○小林会長 ありがとうございます。

それでは、検討に移りたいと思いますが、前回の検討内容も踏まえましてご紹介いただきました。また、少し検討のポイントとなる所も踏まえて詳しくお話しいただいたかと思います。前回と同じようになりますけれども、まず、1ページから12ページのところまでにつきまして何か、前回のご指摘と重なっても結構だと思いますので、ご指摘をいただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○高橋委員 まだ十分に読み切れていない部分があるので、書かれているのかもしれませんが、前回の作業委員会で和気副委員長がご発言がありまして、ここに出ているデータについての分析評価みたいなものがあると、次の課題解決に向けてというところにうまくつながるのかなと思います。

例えば、活動環境の整備となっているんですが、環境として何を考えているかということを確認にして、ここにあるデータが全部そういう対象ならば、それを環境整備に向けるような分析評価が見えてくるといいのかなというふうに思うんですね。

割合とわかりやすかったのは、法制度が改正されてくる中で、民生委員・児童委員の機能が変わってきているのかなと。従来の経験値で、それぞれ人生を歩まれてきた、持

っている人格である程度対応できていたものが、法整備が進む中で、専門家や専門機関が多くなってきて、先ほどつなげるというふうに表現がありましたけども、細かく言うと、どこへつなげるかということをやちゃんと見きわめる力をつけていくということが、研修の内容になってきたりとか、あとは、連携という言葉でも、単につながって協力をするのか、あるいは、今は専門職のほうで、チームアプローチというようなことが盛んに言われているんですが、自分の持っている価値観を変えていかないと、チームアプローチにはならないという課題があるんですよね。

そういうところでは、民生委員・児童委員さんはかなり対応性というところでは、一般の方よりは広い価値観を持っているかもしれませんが、でも長い人生、自分の人生を歩んできた中でつくってきた価値観を変えるというのは、かなり難しくて、その辺をどういうふうにしていくかというようなことにもつながるような、状況の分析評価ということが書かれるといいのかなというふうに思います。

以上です。

○小林会長 ありがとうございます。大変重要なお指摘をいただいたと思います。

今のお話は、法制度がかなり整備されてきたという意味では整備されてきている。例えば、7ページ、8ページいろいろな例が出ておりますけれども、これを民生委員さんがこなして対応するということができるのだろうか、最近では、行政機関だけでなくいろいろな専門機関も出てきておりますので、そこにつなぐのに今のような状態でいいかというようなお指摘かと思いますが、自治体の方に、これについて最初にご意見いただいてよろしいでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○野々垣委員 三鷹市の野々垣でございます。

今、お話に出ましたとおり、つなぐというところがやはりキーポイントだというふうに私どもも感じているところでございます。福祉制度がかなり専門化して、制度的に相談支援員という者が報酬をいただきつつ、専門的な知識を使って役目を果たしている、そういう時代になっております。これまでですと、民生委員さんが個人的に地域の方のお世話をやくとするところのイメージが強かったのですが、専門の方の知識を利用していただく、それなしで深入りをしてしまいますと、ご本人が徒労に陥ってしまうところがございます。その点は三鷹の民児協の中でも、研修等で、年度当初や、折を見て、専門部会ごとに所管課の現場の職員なり課長等の説明等で強調しているところでございます。ただし、かなり分野が広いところもあり、福祉の各分野での法改正がかなり多くございまして、そこに追いついていくことが、現場も、民生委員さんにとっても、かなり壁になっているところがあるかなと実感して、また努力しているところでございます。

○小林会長 具体的に研修以外でどういう工夫をされているか、今の法改正の状況を踏まえて、民生委員さんに対してどのような対応をしていらっしゃるのでしょうか。

○野々垣委員 研修以外ということですか。

○小林会長 まあ研修ももちろんですけど……。

○野々垣委員 研修の中で、障害や高齢介護の法改正について、概要ですが、ご説明をさせていただくことがありましたし、必要があれば、包括支援センターから人材を出したり、直接ケースワーカーとお話をするような時間をとっているところでございます。ですから、全体的な研修と、もう1段階、分野別のほうでもまた研修等ありましたら、なるべく現場の意見をやりとりできるような、そういう場をつくっているところでございます。

○小林会長 ありがとうございます。

足立区さんはいかがでしょう。

○眞鍋委員 足立区の眞鍋でございます。

足立区では、民生委員の人数が多いということもありまして、全体になかなかそういった説明をしたりだとか、研修をしたりする機会というのは難しいところがあります。

年4回、全民生委員が出席する会議があるので、そういったところで所管の担当者のほうからご説明する以外に、所管のほうで実施する研修等に、それをご案内して希望者に受けていただく。あとは、各地区から代表で出ている専門部会がありますので、その部会の中のテーマとして、例えば民生委員さんの中で決めていただくんですけども、そこでそういった新たな法律の施行のところについて説明をしていただいて、その各地区から代表で出ている方が地区のほうに持ち帰って、地区にそれを伝えていただくというようなことをやっております。

○小林会長 ありがとうございます。

○井上課長 本日はオブザーバーで参加しています八王子市の井上です。

八王子市におきましても、研修等は実施しておりますけれども、やはり民生委員さんのほうから聞こえる声といたしましては、受けとめる民生委員さんは全ての課題を受けとめるんですが、それをつなぐ先の行政が、例えば生活困窮であつたら生活困窮の窓口、高齢者であつたら高齢者の窓口ということで、よく言われる縦割りの弊害というんでしょうか、そういったことは民生委員さんの生の声として聞こえてきます。

八王子市におきましては、そういったことを解消していく一因になるように、今、社会福祉協議会のほうを中間機関に添えまして、そういった民生委員さんのどこにつないだらいいかわからないというようなところを、一旦、社会福祉協議会のほうが受けとめて、そこから専門機関につなぐというような取り組みもしているところです。

民生委員さんのほうも、本当に数限りなく、さまざまな生活課題の相談を受けているかと思うんですけども、もう1点、八王子で取り組んでいるところといたしまして、ライフステージ別につなげる窓口をマニュアル的にいたしまして、例えば、生活困窮の方を見かけたらこの窓口ですよというようなものを1冊の冊子にして、それを民生委員さんのほうに配ったりもしております。

以上です。

○小林会長 ありがとうございます。

幾つか対応の方向をお示しいただいたかと思いますが、一つは課題別というのでしょうか、分野別に専門部会が民児協の中につくられているということです、そこにお知らせして聞いていただくというのが一つですね。それから、冊子で、今、八王子市さんのほうからご紹介ありましたように、冊子の形でライフステージ別の法律、背景を示しているというようなお話だったかと思います。

一般に専門機関、専門職の方というのは何となくとっつきにくいというか、行政と専門機関の機能が分かれてきているのではないかという印象がありますね。直接に専門機関につなげるということなのか、最後に話されたように、例えば、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターに1回投げてから専門機関につないでいただくとかですね、民生委員さんと行政あるいは専門機関の中間に何かつなぐ仕組みが必要になっているようなことも聞くようになりましたが、この辺いかがでしょうか。

○野々垣委員 三鷹市です。三鷹市では七つの住区、コミュニティ住区にあわせて、地域ケアネットワークを形成しており、そちらの構成員に地域の民生委員さんが入っていらっしゃるようですので、そちらが多職種、多層的な団体・個人の集まりとなっているところでございます。

先ほど、地域包括センターの方が一番つながりとして効果的だったという例がありましたが、生活支援コーディネーターもそちらに参加しております。メインはお年寄りに対するサロンの活動であったり、赤ちゃんの親を通した集まりですけれども、そういったつながりがありますので、いろんなケースで多職種の知恵等を利用しながらつなぐことができると思います。

また、事務局にお話がありましたら、事務局の私どもが所管課の課長等を通して、直接の担当者につなぐ。あと、それぞれ所管課の課長にお声かけいただければ、そちらから何らかのつなぎをするということは、全庁的に有機的に行われているのかなと感ずるところです。

○小林会長 ありがとうございます。地域福祉課を通して、それぞれの所管につないでいただくということと、それから、包括支援センターは民生委員さんから見て顔見知りになっている、声をかけやすいというようなことがあるのかなという気がしました。

最近聞くことなのですが、身近な地域のサロンに専門職の方に来ていただいて話をしただくと、すごく近くなるということなのではないでしょうか。そういう工夫が今は必要になってきていて、専門職さんもオフィスにいるんじゃなくて、地域に出て行って、いろんなところで住民と接触をしていただいて顔見知りになることによって、民生委員さんも含めて地域住民との連携がしやすくなっているのでしょうか。

どうぞ、山下委員。

○山下委員 私ども民生委員の場合ですね、研修だとか冊子というのは、そのとき必要なことは必要なんです、各機関から民生委員が冊子をどのぐらい持っているかという、

皆さんご存じないかもしれないんですが、大体、一番最初にばさっと積まれて、その都度、改定ですと毎年来て段ボール1箱ぐらいあるんですね。それを見ろといっても細かくは見ていないです。はっきり言って、どんどん積み上げてごみ屋さんに出すような状況なんですね。ですから、もう少しそのQ & A的なものが起きた段階で、どう対処するかという方に力を入れていただいたほうがありがたいなと。

それから、研修でいきますと、もう広く浅くは必要かもしれないんですが、専門的な研修をどんどんやっても、みんな頭に入りませんし、そこはなかなか私たちも悩みですね。

私のやっている羽村市などでは、先期から包括支援センターと単位民児協で、年に1回から2回合同で情報交換会をやったんですね、テスト的に。それだと人数が多いんで、10名超えてくると、行政はみたいなの、ふだんの不満みたいなのが出て、ああ、これじゃあ情報交換会にならないなというので、今年度から小学校単位の小地域ケアネットをテストでやりましょうかということで、私どもはちょうど班体制が小学校単位なんで、その小学校単位の民生委員と地域包括の担当者だとか、ケアマネとかですね、その地域をよく知っている人と情報交換して、その問題、子供さんは学校なんかであるんですが、それと同じように問題の高齢者、介護者もあるんですね。

家で面倒を見ていてケアマネさんが決めたのに、半年もしないうちにもう要らなくなってきているんです。その原因が何なのかというのは詰めが甘くて、来ているケースワーカーとどうもうまくいっていないとか、結構わがままも言う年寄りもいますので、ちょっと少し元気になってくると、人の家に入ってもらいたくないというのが根底にはありますので、それで、知らず知らずのうちに1年、2年たっていて、もうかなり重症化しているのに放つかされているなという場合もあるんですね。そういうものは地域ごとに吸い上げて情報交換して、じゃあ一緒に見守っていきましょうねみたいなのが、民生委員のほうに情報として入ると、非常にいいのかなというふうに感じています。

ですから、この辺はまだ私どもも全部うまくいっているわけじゃないんですが、テスト的に2校学校でやって、いろいろな集まりをやって進行しているんですが、できたらそんなような形で、個別ケースを潰していくみたいなのを経験していくと、情報共有できるかなというふうに思っています。

- 小林会長 2点目に先ほど高橋委員がおっしゃった、専門職の間ではチームアプローチが基本になってきているということをよく聞きます。そのチームと今の民生委員さんとの関係というのでしょうか、その関係が何か今ひとつ整理されていないような気がします。先ほどのお話ですと、地域のネットワーク会議みたいなものと、チームアプローチによる個別支援とをどのようにつなげていくかということが、何かいまひとつ整理されていないようで、民生委員さんが苦勞されるというようなことがあるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○寺田委員 私、豊島区なんですけども、今はＣＳＷが配置されているんですね、豊島区は現在２０名います。包括に配置されているんですね、８圏域で。私たち単位民児協は六つなんですけども、単位民児協にＣＳＷが２人以上は来ています。

ですから、全て対応してくれる。今民生委員さんは、難しい問題でも何でもそこにつなげます。行政につなげなくても、ほとんどそこで解決する状況があるということで、私たちは、彼らは専門職というふうに考えています。私たちは素人ですと、彼らは専門職ですよということでどんどんそこへつなげます。そうすると、そこである程度、民生委員さんがわからなくても、コミュニティソーシャルワーカーが必然的にいろんなところへつなげながら、情報をいろいろと行ったり来たりしているというのが今の豊島区です。

もう一ついいのは、このＣＳＷは包括なんですけど、包括にはいないんですよ。外へ出て行っています。今は広場というところが小学校単位で２２あるんですけども、そこに行って情報を集めたりしているのが今の豊島区の現状で、このＣＳＷの制度というものは、私たち民生委員にとっては非常にいいかなというふうに思っています。

○小林会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○相田委員 ちょっと先ほど三鷹市さんがね、余り民生委員がケースに入り込むと徒労に終わると言われたんで非常に不愉快だったんですけども、行政の私たちはプロですよという意識というのはいいと思うんですけども、この間の品川児相の例じゃないですけども、もとにいた香川県のあのお嬢さんはね、近所の目で２回も児相で保護されている。それはやはり近所のあるいは民生委員の目だったということなんですね。で、品川児相に来たら、行政のプロの人たちの姿勢が足りなかったとか、プロ意識が足りなかったためにああいう事件が起こってしまったということだね。

やはり、僕たちは徒労に終わるか終わらないかはね、この前もお話したように、私たちが行政につなげたときに、行政からこういうふうに今のケースは処理しましたよという報告が欲しいんだということなんです。そのような形のキャッチボールができるということをつくり上げること、それが、今、寺田会長が言われたＣＳＷでもいいし、お年寄りのことでしたら地域包括でもいいし、児相でもいいです、私たちが見つけたもの、目配りして拾ってきたものを、拾ってきたというのは失礼かもしれないけれども、拾ってきたその事例を、どうやってつなげていくかということだから、この法律の勉強というのも非常に大事なことだと思うんですけども、これは次第に一つ一つ僕たちが勉強していることであってね、これは考えなきゃいけないことですけども、やはり大切なことは横と縦のチームワークというふうに思っています。

○寺田委員 その辺、事例を通して実際に我々は勉強していくわけで、研修なんかよりはずっとそのことが大事なんです。

○小林会長 これはこの検討委員会で共通の理解になっていると思いますし、それから、

全部ではないとしても、専門機関から民生委員さんに返していただくことが必要だということとは多分了解していただいていると思います。この中間報告にどう書くかは問題ですけれども、これは一応いいのではないかと思います。

もう一つ、やはり今のお話を伺っていて、専門家と民生委員さんの間に何かネットワークや、三鷹市さんが言われたような、サロン等々のいろいろな活動があります。そこを通してのネットワークでしょうか、そういうようなことを含めてチームがうまく機能しないと、地域での難しい問題には対応できなくなっているのではないかということについては、多分よろしいのではないかと思いますのですが。

○相田委員 社協には難しいんじゃないですか。

○小林会長 でも、社協には、先ほど話に出たコミュニティソーシャルワーカー、地域福祉コーディネーターを設置するというのが、東京都の地域支援計画で書いていただいていますね。もちろん実際には財政問題がありますが、やはり、そこをきちんと見ていただくということは、願っていていいのかなという気がします、いかがでしょうか。

地域における行政と専門機関の役割が違ってきていますね。行政側の方はやっぱり担当者が変わってしまいますけども、専門機関はある意味では変わりません。従って、包括をはじめとする相談機関と、民生委員などとの組み合わせができてきているし、ここに地域のいろいろな施設等の専門的な技術を持った方が加わって、こういう人たちがうまく地域を動けるような、そういう仕組みを推進する必要があるのではないかというような位置づけにさせていただくということによろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○高橋委員 高橋です。

今の議論をお聞きしていて、この検討委員会の狙いのところにかかってくると思うんですけれども、やはり今のお話のように、仕組みの問題といいますか、結局、行政が制度やしきみにかかわることをやっていって、それを実際に運用していくというか、働いていくのが民生委員・児童委員さんたちや社協の職員です。当事者の地域住民に一番近いのは民生委員・児童委員さんですから、今、相田さんからお話があったように、問題を発見しても、それをつないだ先でちゃんと対応してくれないという課題があります。それは民生委員・児童委員の仕組みを変える中では、行政とか社会全体を巻き込まないと機能しないし、また、行政のほうの課題について我々がどうこうというのは見えるところしか言えません。行政自身が変わっていくことが求められています。

第1回のときの私の発言で、もうちょっと行政自体が縦割りじゃなくて横をつなぐ工夫をと言ったときに、人をふやすのは今はお金がなくてできないと発言がありましたが、人を減らしたら、例えば福祉部の関係の部長さんが何人いるか、1人にすれば全部横につながると、まあ、それは東京都とか国のレベルでは難しいかもしれないけれども、区市町村のレベルでは、工夫ができるのではないのでしょうか。誰のための制度かということで、利用者に一番恩恵があるような形の仕組みを考えるという中で、民生委員・児

童委員はどういうふうにと検討できたらいいなと思うんですけれども。

○小林会長 ありがとうございます。

行政の方も言いたいことはたくさんあるでしょうが。

はい、どうぞ。

○野々垣委員 三鷹市でございますが、先ほど徒労という言葉が誤解を与えてしまいました、大変失礼いたしました。

こちらに異動する前に、民生委員の専門部会に呼ばれてお話を聞きしましたら、警察に相談するレベルのことも、身近な方で長い民生委員さんがいらっしゃったことから、近所の方も何でもその方に連絡するというような状況で、かなりご苦労されていたことがございました。

そこは、やはり行政でもいろんな機関で対応できる場所の情報が、十分にお互いにやりとりができていなかったというのが非常に痛感しましたし、また別の委員も、行政に相談しても、例えば精神障害の方で、ご本人に病識がない場合は対応が難しいことなどフィードバックが遅いと、かなりお叱りを受けた場合もございました。おっしゃるとおり、フィードバックは非常に重要だなというのは改めて認識したところでございます。

横の連携も、私どもは部内の連絡会議等、お互いの専門分野の情報をやりとりしているつもりではおりますけれども、絶えずそういったところがうまくつながるような仕組みが重要だなというふうに思うところです。ありがとうございました。

○小林会長 はい、どうぞ。

○山下委員 ちょっと話がまた戻ってしまっていて申しわけないんですが、さっき高橋先生がおっしゃった、この活動の実施状況とか、その辺を含めての分析というようなことがあって、私もそうだなというのは気がついたんですが、5ページにあります、その図4などを見ても、民生委員が自分の地区を担当している担当者としての活動というのは基本なんですが、その活動がその中に幾つあるかなと見ていくと、ほとんど、その特定の民生委員、あなたが担当者ですよということではなくて、協議会としてこの行事に参加してくださいみたいなものがすごく多いんですね。来賓もしかり、何かのサロンもしかり、そういう子育て、また学校へ行つての情報しかりですね。

そういうときは一自分が担当者として解決をするために行くのではなくて、ほとんどおつき合いで行事参加しているものというのがすごく多いんです。それをごちゃまぜにしていくと、ものすごく忙しいというようなことになるんですが、本当に担当者としての活動はどうか。それから、それ以外の付随する行事参加だとか来賓として行くものとかというものについて、どうか。それから、充て職としての活動はどうか。みたいなのを分けて考えないと、この辺の分析というのはなかなか十把一絡げになっちゃうかなというふうに思いましたので、そういうこともわきまえながら、少し整理して考えていったほうがいいかなというふうに思いました。

○小林会長 ありがとうございます。

この議論の部分は5分で通るところだったのですが、大分延びてしまいました。

大分、いろんな問題が出てまいりまして、よく言われる行政内の横串といたり、行政と地域の間の中のところに、例えば、コミュニティソーシャルワーカーのような人材を配置するということでもかなり解決できるのか、いろんな問題が出てきました。民生委員さんの活動自体の分析もそうですけれども、行政の仕組みというか、そこも含めた検討が必要だということになるかと思いますが、ここではもちろんやり切れませんので、今のような問題提起があったということにして、事務局に整理していただくということでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○渡部幹事 まさに、抱え込まないようにするというのは、作業部会でいろんな実態を踏まえたご意見をいただきました。

地域福祉コーディネーターに頼んで一緒にうまくやっている事例、それから、包括支援センターとうまくやっている事例とか、いわゆる関係機関にうまくつないだところで、キーポイントは、つないだだけではなく、つないだ後のフィードバック、それは机上でポイントを勉強するのではなくて、今、私たちがつないだのは、今の法律でどのような専門機関、どのような人がかかわって、どういうふうに行ったというのが実践で返ってくると、ああ、今の法律だとそうやって動くのかということだと思いますので、そういったことを行政のほうがどうかかわり、かつ民生委員さんにきちっとフィードバックをしていただく。また、各分野でこういう法律ができ、こういう人たちがこういうふうな対応をしてというところをフィードバックしてもらって勉強していただくような、わかりやすいマニュアルについて書かせていただいておりますので、そこに少し反映させていただくということかなと思っております。

また、地域共生社会の東京のモデルは絵で入れさせていただいており、まさにそういうことだと思いますので、そこを少し膨らませて書かせていただくということじゃないかと思います。

○小林会長 よろしく願いいたします。

では、先に進みたいと思います。次のところが課題解決に向けて、4のところ、12ページからになります。21ページまでですが、このところはいかがでしょう。

どうぞ、お願いいたします。

○相田委員 板橋区の相田でございます。

(1)の説明ですけど、なり手不足の解消のため、幅広い人材の中から活動に意欲がある方を発掘するという、この一般の中で民生委員活動に意欲のある人を見つけるというのは、ほぼほぼ不可能じゃないですか。

だから、何より民生委員が何をやっているかがわかりにくいんでしょう、今は何をやっているのかがわからないという中から探すんだから、何かちょっと言い回しを変えた

ほうがいいんじゃないかなというような気がしますけどね。

○小林会長 どうでしょうか。

○相田委員 このままでもいいです、別に。

○小林会長 どうぞ。

○和気副会長 すみません、和気です。

この幅広い人材の中からということで、先ほど冒頭に常勤の方の民生委員のなり手が
増えているということで、その中で私、常勤者の民生委員の方の推薦を決定する別の委
員会のほうに所属しておりますけれども、その中では先ほどもあったように、増えてい
るのが地域の社会福祉関係の事業者の方、例えば、デイサービスであったり、ケアマネ
ジャーの方であったり、こういう方がなり手が増えていて、一方で、ケアマネさんであ
ったりというのは、自分の事業所の個人情報をもとに、利益の誘導みたいなのにちょっ
とつながらないのかなという危惧もあったりもするんですけども、そういう方々が地
域で確実に増えているのは確かですし、また、高齢者等、その専門的な知識も持って
いらっしゃるという部分もありますし、携帯に電話をくれればいつでも行きますみたいな
多少の時間的な余裕というのもあるのであれば、その状況によるとは思うんですけども
も、そういう方々のこれからの参入というか、登用というか、担い手に積極的に進めて
いくのか、その辺が事業者間の競争とか、そういうのもいろいろあるじゃないですか。
そういう中でどういうふうに考えていったらいいのかなというのが、ちょっと自分の中
でも、どっちがいいとはちょっとはっきり言えないんですけども、そのあたり、実際
増えていくし、担い手になり得る要素がすごくあるので、どのようなスタンスで……と
いうのがちょっと。

○相田委員 いいアイデアだと思うんですけどね、有職者というのはそういう事業者、高
齢のケアに偏っているという、やっぱり今言われたように、事業間の問題と、利益誘導
みたいなものがあるのは余りよろしくないなということと、それから、東京都の場合、
4%もの中高生の不登校者がいる、そういう子供の問題とかというものもやっていかな
きゃならないから、もう少し、それこそ幅の広い人格の人のほうがいいんじゃないかな
という、社会経験をなさって、60になって定年になって、再雇用というんですか……。

○山下委員 再任用ですか。

○相田委員 再任用ですか、再任用という形になって少し時間ができてきた。そうすると、
社会経験をたくさんされた方が民生委員になってくださるといいなというふうには思い
ますよね。

○小林会長 どうぞ。

○寺田委員 和気先生と一緒に審査分科会の委員を務めているんですけど、たしか常勤の
方の民生委員さんが増えているのは確かです。条件としては、やはり会社がオーケーし
ない限りはできないんですね。

今、相田会長さんが言っていたんですけども、60以上になったら、定年になっ

て、かなりいろんなことを知っている方が本当は民生委員さんになるのが一番いいんです。それで、やっぱりこれ行政がそういう人たちを率先して民生委員さんに推薦するような形というのは、非常に有効なんではないかなというふうに思うんですね。

それは、前も消防署の職員だとか、退職する方に宣伝をしていました。これは足立区の関係なんでご存じかなと思うんですけども、そういう定年に近い人たちに宣伝をしてみてもいいかな。また、再任用をされても、区が、あるいは市が認めてもらうということならば、非常にやりやすいのではないかなという、そういう選択肢もちょっと考えていただければありがたいなと。

本当に常勤の方がなれないということが今は確実なんですけど、なれるような方向というのは、非常にこれからは大事だというふうに思います。何とか常勤でもできるような形というのは大事かなというふうに私は思っています。

○小林会長 どうぞ。

○山下委員 羽村市の山下です。

地域福祉関係というか、そういうことですごく関心が高くて、ボランティア精神に富んで、専門的なことでどんどんやりたいという方もすごくいいと思うんですが、私は、むしろ普通の一般的な地域で信頼される人がなってもらったほうがいいのかなというふうに思っているんです。余りボランティアに入れ込んだ人が来ると、もう非常に民生委員は物足りない、と、どんどんやってしまい過ぎて、それやり過ぎだよと、よく、それ給料をもらってやったらなんて私なんかはそういう人に言うんです。とめなきやならない部分もあるので、やはり信頼される地域の人を幅広く、こういういい人がいますよということであれば、多少はそのボランティア精神に富んでいるとかは、表現が難しいんですが、信頼される方を選ぶというのも手だなというふうに思っています。

○小林会長 皆さん、基本的にはボランティアで、ボランティア精神があってやっていらっしゃると思うのですが。

私は幾つかの地域に会合に出させていただいて、「あっ、この人は民生委員さんに向いているんじゃないか」という人がいますね。一般の家庭の方でも、この人はもう少し広い地域のことを考えてくださる方ではないか、それから、先ほどの条件定義の問題ですけれども、仕事を持っていられなくても、すごく地域のことを考えてくださる方はやはりいると思うので、ボランティアが全部何とかというと、ちょっと問題かなという気がします。

でも、ボランティア精神はやっぱり基本になるかと思いますので。この辺は、むしろ各民児協できっと次をどなたにお願いするかというときに、何かいわく言いがたいものがあるのではないのでしょうか。そうしますと、いわゆる準備会、推薦準備会を活用できないかということが前回もかなり大きな課題になりましたので、何かこういう仕組みを使って、この人にお願いしたらどうかみたいな仕組みにする。改選のときだけではなくて、もうちょっと常設的な仕組みを使って、適切な人材をリクルートするという仕組み

にはできないのでしょうか。

○相田委員 協力員の話は、きょうはしないんですか。

○小林会長 協力員はまた後で出てきます。今は、次の準備会のほうですね。

これは、来年度の改選に向けて、できるだけやっぱり充足率が下から2番目というのは何とか解消したいというのがこの検討会の課題ですので、あと1年間あるわけですが、改選までに何ができるかということを少し具体的な形にさせていただくといいかないという感じがしております。

なお、今のこの課題は、12ページをご覧くださいますと、12ページのタイトルが前回、ついていなかったのですが、今回は4の「早期の」という表現がついています。これは、多分事務局のほうでお考えになったと思うのですが、当面、やはり解決課題があり、これは早期に対応しなければならない。中長期はまたもちろんありますけれども、早期としては何かというと、どうしても適任者確保の取り組みが必要ですし、後のほうに出てくる班活動など、こういうことは早期に取り組んだほうがいいのではないかと。候補者の推薦については、かなり急いでこれから取り組んでいただく必要があるのではないかと気がいたしますが、この辺についてはいかがでしょうか。ここ1年間で何をするか。

どうぞ。

○山下委員 15ページ、16ページに関連することではないかと思うんですが、私たちの活動をやはり周知するというのが、ずっと我々も民生委員として何かできないかということでやってきているんですね。都民連などでは、毎回、市の広報だとか、自分たちでつくった冊子を、PR冊子みたいなものを会長会で公表して、皆さん参照してくださいということで、持参したりなんかしているんですが、やはり広報に載せるのが一番地域住民さんには効果的だと私は思うんですね。市の広報によります。ですから、そういう広報を民生委員の日だけが今、集中的に割合と紹介されたり、一斉改選で変わりましたよみたいなことだけなんですけど、もう少し手法を変えていただいて、こんな活動に民生委員さんが協力をしていただいていますみたいなものを何か載せていただけるようなことを企画していただけるといいかなと。

これは、民生委員側のほうからも働きかけをしないと、こういうのを載せてということと言わないと、なかなか行政だけでは考えつかないんだと思いますので、その理解力・理解度というんですかね、相互理解を深めていただきたいなと。

○小林会長 これは、もちろん都の広報もありますけれども、基本的には市町村の広報になると思いますので、そこでどういう効果的な情報を載せていただくかということですね。これは、100周年のこともありますし、急いでやっていただくのがいいかなという気がします。

広報は大切だというのは、この委員会のかかなり最初から言われていることですので、ぜひ、どこまで書くかは課題として取り上げていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○下田委員 東京都にやっていただきたい広報としては、きょう、都営大江戸線に乗ってまいりましたら、すばらしいのがありました。「蚊もなく孵化も無し」という広告が載っていて、私はどこの宣伝だろうと思ったら、東京都が出しておりまして、福祉保健局だと思うんですね。民生委員もあのぐらいの勢いで大きな字で出したらいいのではないかと。蚊と一緒にしては申しわけないんですけれども、私は思わずそこは見入りました。こんなにわかりやすい広報はないなというふうに思いましたので、民生委員も何かみんなの目に触れるところで出すと、とても効果があると思います。いずれ有職者もたくさん誘い込みたいし、退職者にもなっていたきたいということですから、そこに連絡先などを書いておけば、東京都にも希望する人から連絡が来るかもしれません。東京都は広報をすぐできるのではないかとあって、感心しながら見てまいりました。だから、民生委員のことも何かキャッチフレーズを考えれば、来年の一斉改選に向けて出していただけるのかなと思います。

○相田委員 民生委員が「蚊もなく孵化も無し」ではまずい。

○小林会長 それがキャッチコピーの力ですね。誰かが、ぱっと目を引くような、何かを見て3秒でぱっと見る人を引き込まなかったらだめだといっていました。3秒だそうです。いろんな宣伝はありますが、その前を通ったときに、3秒でつかまなきゃだめだと。

○相田委員 瞬間なんですね。

○小林会長 そうです。だから、この前の相田会長の何でしたっけ。「将来必要」みたいな……

○和気副会長 今に必要。

○小林会長 今に必要なになる。あれをもうちょっとバージョンアップしていただいて。

○下田委員 区に関しては、一斉改選の時と民生委員の日がある5月は区報の第1ページを必ずPRページにとってもらいたいというふうに思います。この間、10地区くらいが1ページにとってもらったようなんですけれども、全地区とはいかなかったので、私の地区も含め少し働きかけをしていこうと思います。

○小林会長 100周年ですからね。では、都営地下鉄と都営バスは必須としましょう。ほかはいかがでしょうか。

○高橋委員 今のに関連してよろしいですか。

高橋です。広報と、それから、委員長のおっしゃった準備会に関連してですけれども、一般の方たちが民生委員・児童委員を知らないと思募はできないかもしれませんけれども、募集という形で応募できるような仕組み、そのところが今、一番難しいところだと思うんですね。法律上は、推薦会ですけれども、推薦会自体の区市町村によってちょっと状況が違うというのはあったと思うんですけれども。やはり民生委員・児童委員を知っていただくのもですけれども、知っている方ももう既にいるわけで、そういう方が応募できるという変ですけれども、何かつながってくるような、あるいは、準備会

も推薦会も民生委員・児童委員さんは入っていますけれども、むしろ民生委員・児童委員は地域をつまびらかに、知っている方ですから、自分たちでかなり主導的に決められる仕組みというか、そういうふうに行われている区市町村もあるんでしょうから、その辺をもうちょっと明らかにしていくと、募集がしやすくなるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○相田委員 公募はいいアイデアかもしれないんですけども、断れない。公募してきた人を審査して断ると、断る理由を公開しなきゃならなくなったりしたときに、何らかの判断を下さなきゃならないというのは避けたほうがいいだろうというふうには思うんですね。いいアイデアだとは思いますが。

○小林会長 確かに公募ですと、やっぱりどこかで選ばなければならないですね。そこは確かにある。

○寺田委員 地域性があるんですかね。民生委員さんは地域担当になっているので、公募というのはすごく難しいんですよ。来ても、そのところが埋まっているとなると、その人はなりたくてもなれない状態があるので、今、公募をやっているところは、沖縄ぐらいかなと思うんです。東京が91ですけども、沖縄は80の充足率ですので、公募をしているというのは聞いています。

それから、ついでなんですけれども、準備会の話なんですけど、準備会は今言うように、23区については、それなりの効果があるんですけど、ほかの市町村はちょっとやっぱりうまくいくかどうかというのは温度差があるかなというふうに思っています。

それから、もう一つ、なり手不足、なり手がいないというのは、新しい人を発掘するというのも一つあるんですけど、もう一つ大事なことは、1期、2期でやめてしまう人たちをどうするかという問題も、これはちょっと2段階に捉えていかないと、問題があるかな。なり手不足の中に、私たちの責任もあると思うんですね。やっぱり1期、2期の人がやめてしまうということになると、その人たちはどういうふうに我々と一緒にうまく活動してきたのかということが問われているのかなというふうに思うので、そのことも私たち自身は考えていかなきゃいけないなと。そのことだけ中に隠れているということをやっと指摘して。

○小林会長 ありがとうございます。これはすごく重要なことだと思います。リクルートではなくて、やめていただかない方向ですね。これは、実は、前回の常任ブロックの委員会でもかなり出ている議題のようですね。

少し先に進めさせていただきまして、今、21ページまでやりました。21ページから23ページのところですが、課題解決に向けてですが、今、適任者確保の取り組みで、活動の周知、候補者への適切な説明、候補者の推薦、それから準備会の4点、これは何らかの形で仕組みの問題としても取り上げていただいたほうがいいかと思いますので、この書きぶりでいいかどうかは別にして、検討していただくことにしたいと思います。

それから、次のところに行きますが、後半ですが、今度は、民生委員・児童委員の活

動支援に向けた環境整備のほうに入っていきますが、21ページから23ページ、事務局、説明はよろしいですか。

○事務局 21ページから23ページのほうについては、こちらから説明することはございません。

○小林会長 わかりました。

あとは、都民連のほうから、これにつきまして前回の常任委員会が出された議論がありますので、これを紹介していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○事務局 すみません、都民連に紹介していただくのは、民児協組織の活性化のあたりでご紹介いただこうと思っておりました。もうよろしいでしょうか。

○小林会長 はい、どうぞお願いいたします。

○荻野幹事 24ページの③民児協組織の活性化の部分に関するところで、都民連で年4回行っている代表会長のグループ協議の中で出てきた意見、本日はお手元に協議の内容の資料はないんですけれども、簡単にご紹介をさせていただきます。

活性化について、生き生きと長く活動し続けられる民児協づくりのためにということ、ご意見をいただきました。まずは、民児協として、あるいは会長としては、毎月の定例会での工夫というのが一番大きく出ています。全員がまずは一言でも発言できるように、あるいは、定例会とは別に新任の方と特に懇談会を持っていたいて、事例検討や困難ケースの相談を行ったり、気軽に何でも話し合える雰囲気をつくったりということ、そのほかに、例えば活動マニュアルという話が出ておりましたが、そういった自分の地域の活動のルール、活動の原則みたいなものをちょっと簡単にファイルにまとめておいて、それを各自1部ずつ携行しておいて、それを適宜改定をしていくなり、あるいは、その内容、情報を共有しておくなり、そういった自分の地区のマニュアルみたいなものを作成している地区もあります。

まとめますと、いわゆる毎月の定例会は、報告、連絡だけではなくて、その報告、連絡事項を短くしてでも、協議の時間、皆さんでご意見を出し合える時間を確保するといった定例会の持ち方の工夫が必要ではないか。もう一つは、定例会を聞いて帰るのではなくて、要するに、定例会にお客さんとして出るんじゃないかと、みずからが民児協に参加をしている。自分たちの民児協だということを確認できる、そういった実感ができる会議にしていく必要があるんじゃないかというご意見が出ました。

もう一つ、活性化という意味では、いわゆる班活動に絡めてなんですけれども、こういった班活動、チーム活動が新任の方のサポートにもなるし、あるいは、介護だったり、働いていたり、さまざまな事情を抱えた仲間へのサポートとしては非常に有効だということ。それから、同じく男女差等の性差、個人差の平準化といったことも可能になっているんじゃないか。さらに、民児協といっても、平均20から30人の組織でありますので、それでも人数が多かろうという意味では、チームのように、もうちょっと四、五人、五、六人の小分けのグループになると、声を出しやすくなるだろうと、そのような

ことがあります。

もう一方で、活動の現場である地域を離れてというわけではないのですが、民児協組織内で親睦の機会を設けると、ふだん聞けない話題が出るという意見もございました。これは、日帰り研修などは慌ただしいので、宿泊を伴う研修を行い、親睦を深めている地区があるということです。一方では、なかなか参加者が減ってきているため、宿泊研修をやめている地区もありますが、やっている地区については、非常に有効だという意見がありました。

それから、22地区ぐらいのコーラス隊、合唱団を組織している民児協からは、そういったコーラスなどのサークル活動的なものを行うと、民生委員を離れた部分での人間関係というのが深まって、非常に地区としてはまとまりやすいというような声が聞こえました。

もう一つ、活動のしやすさと関連するんですが、長く活動するためにということでは、やはり行政の方のサポートが重要だというご意見が多く出ました。まずは、行政、事務局の職員として民生委員のことを知っていただきたい。職員が異動するときはしっかりと引き継いで、その上でサポートをしていただきたいということ。それから、先ほど資料の中にもありましたけれども、休日夜間の連携がやっぱりちょっとうまくいかないの、休日夜間などの緊急時の連絡体制を整えてほしいということ。それから、もう一つ、細かいことなんですけれども、行政から見ると、民生委員はほかのボランティア団体と同様に見えるかもしれないけれども、例えば会議室の確保ですとか、そういったところでの少し配慮をしていただけるといいなということ。もう一つは、経済的な支援ということも先ほど出ましたが、サロン活動とか普及啓発、あるいは、自主研修など、そういったあたりでの経費の一部でも補助していただけるとありがたいというような内容でした。

これらをまとめますと、安心して活動できるようにという工夫かと思えますし、もう一つは、予算的な支援などで、持続可能などいうんでしょうか、継続した活動が続けられるというようなことに対する配慮、あるいはご支援をいただきたいというふうな意見でございます。

以上です。

○小林会長 ありがとうございます。

この資料は、前回配付されているのですが、きょうは配付していないですね。

私は、これを読ませていただいて、随分いろいろな工夫を各民児協でしていらっしゃる事がすごく印象的でした。定例会の工夫、会長の工夫などいろいろやっていらっしゃる事がわかりましたし、班活動も充実させている。それから、民生委員さん同士のインフォーマルな交流もやっていらっしゃるし、その他、いろいろな取り決めもやっておられるということです。こういうことが例えば新任の民生委員さんに伝わっていれば、少し歩どまりというのでしょうか、何かやめないでいただくこともできるのでし

ようか。先ほど、寺田会長がおっしゃったことですが、リクルートの面と継続していただく面と、両方面から考えなければならないということですが、この辺はいかがでしょうか。

- 寺田委員 単位民児協がそれなりに機能していると、やっぱり仲間として長続きするのかなと。ですから、いつも言うように、やっぱり楽しくなくちゃいけないというのはいつもあるんですけども、単位民児協の会長さんがいますので、さっき言ったトップがどうなるかということが問題なんですけど、私自身はよくわかっているんですけども、その単位民児協の会長さんの質にもよるんですよね。だから、それをうまいぐあいに1期当選させるということが非常に難しいんですね。私たちは、どちらかというと、余り他の単位民児協について、云々するということはないんですよ。むしろしくいんですよ。会長会で私が一応一番ですけども、単位民児協でいろんなことが議論されてくることについては、批判することはできないし、また、それを認めて、どうしようかということから始まりますので、そこら辺、東京は399単位民児協ありますので、多分、これは全部違うと思います。それを同じようにするというのがもうできませんので、そういうことよりは、やっぱりそこ一つ一つの特徴というか、特色を生かしてもらうような単位民児協でいいのかなというふうにちょっと思いますね。

ですから、それはそこなりの伝統もあるだろうと思いますし、例えば、宿泊の話が出たと思いますけれども、やっているところもあれば、やっていないところもあります。豊島区自体の中でも、日帰りで行っているところ、やっていないところ、そういうことも出てきますので、それはその単位民児協の事情だと思うので、それを一緒に云々するのではなくて、一つ一つの特徴を生かしていく単位民児協になるのかなというふうに思います。

- 小林会長 それはよくわかりますが、ここのテーマがとにかく定員の充足というか、そこをどうするかということから始まっていますので、やはり何らかの取り組みが求められているということ、例えば、民児協の会長さんたちに伝えていただいて、大体、こういうことをやるとうまくいく、やめる方も少なくなるみたいな、何かそういうメッセージというのは出せるのでしょうか。

- 寺田委員 やめる人というのは、もう絶対やめますね。どんなにとめてもやめます。もう意思がかたいです。それが難しいんですよね。ですから、もうやめる前の意識をどうするかということが、それが見てこないんですよ。いきなりやめますという話になるので、それをとめる手だてみたいなものが結構難しいかなというふうに思います。だから、その辺、やっぱり人間関係はもちろんあるんですよ。多分、それが大きな問題と、それから、家庭の事情、介護だとか、もろもろあると思いますけれども、そういうことが急に起きてしまうということがあるので、そこでちょっと方向転換するんですが。

- 相田委員 板橋区の相田ですけども、板橋区では、来年の一斉改選に向けて、来月、全会長に意向調査という書類が回ります。意向調査というのは、例えば、私のところの

40名の民生委員・児童委員のお名前と、それから経歴というか、何年やった、どこ担当という、そういう一覧表が回ってきます。それで、在任期間は、本当だと幾つだよと、そういうデータが会長のところだけに回ってきまして、そこで意向調査というのは、来年の一斉改選は続けていただけますねというのを8月から始めます。だから、1年とちょっと前からですね。それぞれの会長さんたちがいつやっても、構わないんですけども、私の場合には1人ずつと面接というか、お会いして。面接というと失礼なので、やれるよね、頼むよねと、おばあちゃん元気とかという話をしながら、そのお家の家庭の事情を聞きながら、何とかやってよねという、カバーするからさというような形で、ほとんど丸をいただけるように。もちろん三角の人は三角の人として、行政の担当事務のほうも、12月に向かって、大体、どれぐらいの改選があるのかというのがつかめるわけですね。

板橋区の場合には、今、530名なんですけれども、大体、毎年、100名ぐらいが一斉改選で変わるんですね。今期は、ざっと見た感じでは、僕の読みでは70ぐらいで済むのかなというふうな感じです。この8月で各単位民児協の会長が一生懸命頑張って、引きとめるわけじゃないですけど、理解していただくというふうな方法をとっています。

○小林会長 いろいろ工夫されているのだと思いますが、行政的にはどうでしょうか。以前問題になりました欠員区をどうするかという問題がありますが、この辺は、三鷹市さんはいかがでしょう。

○立仙委員 三鷹市の立仙です。

今、相田会長がおっしゃられたのと同じように、三鷹市としましても、年末近くに再任の意向調査というのを、三鷹市では定員が127名と板橋区さんとは規模が違いますので、お一人お一人にさせていただきます。事務局のほうで集約をさせていただきまして、その結果、本当に丸、三角とか、あと、こういった理由でというところまで書いていただくような書式になっていたかと思いますので、それを踏まえて、各地区の会長さんとお話をさせていただいて、事情によっては、もう会長さんもお承知で、ここはやむを得ないかなというところは、もう一回確認をさせていただき、そうではなく、ちょっと迷っているとか、こういった事情を持っているんだというようなことがありましたら、皆様と同じように、できるだけ続けられるように、どうしたら続けていかれるかなというようなお相談も踏まえてさせていただいております。

○井上課長 八王子市、井上です。

八王子は、ほかの市町村に比べますと、まだ町会・自治会の組織率が、だんだん下がっていますけれども、高いほうでして、基本的に民生委員さんは町会から推薦していただいております。民生委員さんの活動は多分、民生委員さんお1人じゃできないと思います。やはり地域の方と顔見知りになって、その地域の方から情報を得たりとかということになると思うんですけれども、そこら辺は、町会のほうから推薦いただいていると、町会のほうの支援を受け入れられやすいというような状況です。

町会から推薦いただいていますので、基本的に町会の役員とかも兼任されている方が多いんですね。そうすると、もし、介護とかでやめるといっても、町会の中で後任者を探してくれています。そういう中で、欠員の地区もあるんですけども、ほかの市町村に比べますと、99.6%の充足率ですので、まだしばらくは町会・自治会が活動が活発な間は、今のやり方で大丈夫かなというふうな考えではおります。

○小林会長 どうぞ。

○高橋委員 高橋です。

今、充足率というところにちょっと問題を感じたものですから、民生委員・児童委員の数は、区市町村で定められますよね。逆に言うと、定員を上げる、充足率は下がっても、絶対数が増えれば、民生委員・児童委員さんの負担は減ると思います。今、あいているところは、単位民児協の中で調整するわけですよね。ですから、負担感が増える。というのは、私が立川市で主任児童員をやっているときに、もう十数年前のことですが、立川市は、人口が当時、十五、六万で、民生委員・児童委員が135人ぐらいだったと思います。私が大学の教員になって、栃木県の佐野市に行きましたら、何と人口が8万で、民生委員・児童委員が124人いたんです。ですから、立川にも行き来が当然ありましたので、行政の方に聞いたら、やっぱり行政の都合でいろんな計算の仕方で余りふやせないんだということは言っていたんですけれども。

児童福祉法の成立過程で、児童委員と児童福祉司の立場や役割の議論がありました。児童福祉司も今、増員をしています。児童委員さんという部分でも、かなり地域の中でお仕事が増えているということと高齢化という最初のデータからも、やはり民生委員・児童委員の定数をまずふやしていくということも、行政のほうに対して働きかけが必要だと思います。

○小林会長 定数増については行政のほうでもいろいろなお考えがあると思いますが、どうでしょうか。今、高橋委員がおっしゃったあたりまで踏みこみますか。

○相田委員 大変な作業になりますよ。区割りだって……

○小林会長 変えなくちゃいけない。

○荻野幹事 実態から申し上げると、民生委員の定数というのは、厚生労働省の基準を参酌して、区市町村が決めることになっています。基準には幅がありますので、東京でいうと、国の最小、最大基準で考えると東京都には2万人の民生委員がいてもおかしくないくらいの数になります。もう一つは、平均担当世帯数ということで言うと、国内の総人口に対し全国の民生委員23万人で平均世帯数を計算すれば分かりますが、大体一人当たり250世帯弱だと思います。一方で、東京の平均担当世帯数は650ぐらいですので、そうすると、大きな差があるというのが実態です。ただ、一方では、区市町村で今の倍の民生委員を探すのかということになると、ちょっと考えがたいことかなと思いますので、多忙さの平準化、標準化という意味では、民生委員をふやして平準化するという考えが一方ではあるのかなというような気がいたします。

○小林会長 それくらい難しいというお話ですね。

○高橋委員 会長・区長は区域を持たないというだけで、2人ずつは増えるというのも一つの考え方だと思います。

○相田委員 それは非常に助かりますよね。

○山下委員 すみません、羽村市なんですけれども。山下です。

区割りの問題というのは、結構、議会などを通していくので、1年先とか来期まで間に合うかどうかみたいな話になってしまうので、やはりこれは一つの課題で、民生委員のその辺の実態をもう少し親しく各区市町村で話し合うというような姿勢を持っていただくということで、私はいいのかなと、今のところですね。そのかわり、今、東京都のほうで協力員制度というのがあるんですね。これは、アンケートなどでいくと、活用しないとかしづらいか、いろいろある中で、なぜ、しづらいかというと、基本は1年任期だとか、このマネジメントをしづらいか、いろいろなことがあるんです。ただ、実態は差し迫ってくると、こういう人たちを置いておいて、活用しない手もないんですね。

ですから、我々民生委員側から出ている要望に添うような形で、任期は民生委員と同じように3年にするとか、運用は区市町村でもう少し弾力的にできるようにするとか、何か方策を考えていただくと、単位民児協あたりとか民児協あたりで、その辺の解決策に協力員を使うことも可能かなというふうに考えられますので、よろしくお願いします。

○小林会長 前回の検討会ではこの協力員については検討して、それ以来、余り変わっていないという私の印象があります。やるところはやる、やらないところはやらない、みたいなことをお聞きしました。

どうでしょうか、柔軟な活用みたいだと、先も動かないような気はしますが、協力員制度というのをもう少し使いやすくするという方策は考えられますか。

○相田委員 協力員制度、僕も詳しくデータを見ていないんですけれども、協力員が何人かかどうかは別にして、一番多いのはたしかOBなんだよね、協力員なんていうのは、OBなんですよ。そうすると、果たしてそれがいいのかって、民生委員の候補者として、協力員の方に民生委員・児童委員の活動ってどんなものか見てもらう、そばにいてくれるだけでいいんだよという形で持っていければいいけれども、手が足りないからとか、町会対応とか、お祭り対応とかといって、OBの方は顔が売れているから協力員になってよというふうな、そういうのが比較的多いように思うんですね。そうすると、余り前向きな協力員の使い方ではないから、やめろとかなんとかというわけじゃなくて、うまく利用できるのはやっぱりしたほうがいいと思いますけれども、OBというのはちょっと問題かなというふうに思います。

○寺田委員 実は、うちはOBを使っています。東京は73未満の定年制だったんですね。もう今、来年度から75ですから、73でやっぱりやめてしまうOBの方は活動がもたないというので、私たちのほうはOBでも、協力員の委嘱というのは、今、1年ごとなんですけれども、民生委員は3年ですので、3年ぐらいはお願いしますというこ

とでやっていただいています。

協力員のOBというのも、やっぱり73歳からの3年間ぐらいはまだまだ十分活動できる、もったいないぐらいの人たちなんですよ。この人たちをうちのほうは今、班活動が子育てのサロンと高齢者のサロン、二つありますので、そこに特化してお願いをしています。それは、むしろ単位民児協にはもう来なくていいと。直接、もうサロン活動とサロンの委員会に出てやってくれというふうになっています。

ですから、これから東京は75歳になるので、その後については、またちょっと今、相田会長が言うように、クエスチョンかもしれませんが、これまでの東京都の年齢制限からいうと、OBも有効な部分があったというふうに私は思っていますけれども。

○小林会長 ありがとうございます。

○坂本生活福祉部長 今までさまざまご意見をいただきまして、ありがとうございます。

今、お話を伺いました、早期に詰めて、今回、こういう形で検討会に出させていただくのは、協力員の見直しのためだけではなくて、いろんな制約が正直ございます。その中で、一括して、すぐにやられるか別にして、来年に向けて、ちょっと都としてももがいてみようかなと、担当者としてもがいてみようかなと思っていまして、その中で、今もお話もそれぞれ参加している区市町村の皆さんにちょっとお話はさせていただいているんですけれども、協力員についても、より使い勝手がいい形で何かできないかなと、考えておりますので、結果としてどういう形であられるかというのは、なかなか今の段階では、いろんな制約がありますので、お約束はできないんですけれども、検討することは忠実にしていきます。

○小林会長 ありがとうございます。

24ページから26ページあたりですが、協力員の問題や班活動も含めて、地域で民生委員さんが孤立しないで、いろいろな地域の方々とOBさんも含めての活動ができてくると、幅が広がって、ここでいう楽しくなるということでしょうか。豊島区を見せていただいて、大変だけれど、やはりそのような活動をすることで、地域に浸透して、住民ともネットワークができてくるし、楽しくなるということがあるというような話を伺いました。先ほどお話を伺いましたが、豊島区の単位民児協では、子育てサロンをやっておられるのですが、相互に子育てサロンの見学に行って、その結果を報告する会に出させていただきました。ここでは民生委員OBの方も来ておられて、とても活発な取り組みをしておられました。民生委員・児童委員さんだけではなくて、いろいろな地域の人材を巻き込んでサロン活動や班活動、さらには、この協力員活動みたいなことを総合的に考えていけないのかなという印象を持ちました。そういうアイデアを民児協の会長さんたちに持っていただくこと大切かなという気もしました。

どうでしょうか。いろいろな工夫があると思いますが、先ほどの常任協議委員会の資料でもいろいろな意見が出ておりますが。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 もう最後のほうまで一緒に言っちゃおうかと思うんですが、私は、この班活動というのはすごく有効で、これからうまく考え方を柔軟に運用するといいいかなと思っているんです。ただ、それをやるに当たって、余り決めつけて、班活動とはこうであるとか何とかというよりも、むしろその班の班長さんのリーダーシップをどう醸成化させるかとか、そういうことを考えて、その区域区域の独自性ってあるんですね、地域性。そこにうまく班が活動できるようにマッチングするためには何が必要かということ、その班に対しての支援、それは食事代の形でもいいですし、印刷物でもいいですし、何か活動する上での支援というのがその班には必要で、運用はもう柔軟に任せると。ボトムアップ形式にさせるほうがむしろいいのかなと思います。大切さというのは精神としてあって、そういう活動の仕方をやって、むしろ、いろいろな活動を水平展開できるように、これを民児協の組織として活用していくような、そういう形が望ましいのかなと思います。

○小林会長 大変失礼なことを申し上げますけれども、そうやって実際に任せておいていいのかということが一つ問題だと思うのですが、そこはどうでしょうか。

○山下委員 私はいいと思います。

○小林会長 いいですか。

○山下委員 全部自由にじゃないんです。これは、単位民児協の会長なり、地区民会の会長がマネジメントはしますけれども、その仕掛けとしては、報告をさせる義務とか、何か事例をみんなに発表させる義務とかというのは負わせなきゃならないですけども、運用自体、何を企画する、何をするというのは、もう班長なり、班体制で任せていくというほうがいいかなというふうに思います。

○小林会長 班活動、準備会、それから先ほどの協力員ですね。これらをどのように使いこなせるかということがかなり重要なこの中の要素になっているようです。行政ではないですから、業務命令ではないこともはっきりしていますけど、もう少しこの辺までというようにどこをどこで担保するかという、そこが問題だと思います。

○渡部幹事 班活動については、資料5、6でちょっと事務局から説明させていただくと、次回の参考になるかと思うしますので、ちょっと先にご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○小林会長 どうぞ。

○事務局 まず、資料5でございます。班活動の実施の有無と充足率でございます。区市町村名の左に丸がついているのが班活動実施区市町村でございます。数えていただくと、16区・14市・1町村で班活動を実施しております。一番下に充足率の比較をしております、班活動実施区市町村は平均が92%、未実施の平均が88.7%となっております。

続きまして、資料6もご覧いただければと思います。豊島区の班活動の補助金の要綱でございます。実際、何に対して、豊島区は補助をしているかですけども、第3条の

ところに補助対象となる事業がございまして、自主研究事業、地域福祉推進事業などなどでございます。

飛びますが、4ページをお開きいただけますでしょうか。4ページをご覧くださいますと、別表第1という欄がありまして、そちらに補助金交付基準があります。1班につき1万5,000円の基本補助、地域活動1回当たり4,000円ということで、基準額が決まっております。あと、5ページ以下は様式ですので、後ほどご覧ください。

じゃあ、班活動を行うときに、どのような経費がかかっているかですけれども、会場使用料ですとか、研修講師への謝礼、資料や周知のためのチラシの印刷費が多いということです。

説明は以上になります。

○小林会長 ありがとうございます。

○相田委員 よろしいですか。

最終的に、一言だけは、班活動をやると、何もこれは非常にいいと思いますけれども、民生委員の存在を知ってもらうためとかというトータルで考える資料として、5ページの棒グラフを見ていただいて、私たちにはどんなところで、どんなふうに活動しているか、と、この中で一番少ないのが民児協主催の行事というか事業が一番少なくて、どこかにほかの団体とか、区が主催するものとかに呼ばれていくというのは非常に多いんですけれども、私たち自身がそれぞれの地区で活動していくというのは、棒グラフの一番左側の色の濃いところですけど、非常に少ないだろうと。だから、これがなぜ少ないのかという中には、さっき山下会長が言われたみたいに、やっぱり今、ご説明があったみたいに、費用補助とかというもので。これは今、私たちは、地区によって違うと思いますけれども、毎月いただく活動費の中から各単位民児協で互助会をつくって、積み立てみたいな形で、お金をためて活動しているというのが非常に多いんですね。

ですから、ぜひ、有効な補助というのを今度の予算の中に組み込んでいただけたらというふうに思います。

以上です。

○小林会長 ありがとうございます。

少し時間が押してきました。場合によって少し延ばしていただくかもしれませんが、30ページ、31ページ、32ページですね。特に32ページの民生委員・児童委員の活動費についてというところがあります。前回、検討を5と6のところがきませんでしたので、どなたかここにつきましていかがでしょうか。これは、当然、行政にもはね返ってきますので、何かご意見ありましたらいただきたいですが、いかがでしょうか。

○山下委員 簡単に。私どもは、今、積み立てして、民生委員の活動手当とか、そういうものをやったり、毎月、個人のお金を積み立てて。その中でいろいろなことをやっているんですが、一番、民生委員として納得できないというのが、地域に対するPR活動をするときに、グッズをつくったり、いろいろなそういうものを配るんですが、都民連

からのほうから配っていただくのはあるんですが、足らなくて、自分たちでつくったり、余りお金がかからないように、私どものほうは折り紙を民生委員でみんなでつくって、それを子供さんに分けてあげて、そんなことまでやって、お金がかからないように苦労するんです。これが負担感になる人もいるんですね。

ですから、やっぱりそういうグッズだとか、それから、チラシも実態調査をやりますなどといって、民生委員はこうですなどという独自につくって、行政のほうにいるんですが、いや、ちょっとそこまではなというのものもあるんですね。そういう印刷用のものとか、PRに関するものについては、もう少し負担をしていただきたいなというふうに思っています。

○小林会長 特にPRは重要だというのが今回の検討委員会の結論だと思いますので、この辺について、何か予算措置がお願いできないかというのが、今のご提案ですね。少し伺うだけ伺っておきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

前の連携のところもさっき出てきましたような仕組みを考えなければならないですね。特に、活動費のところですね。

○高橋委員 内容じゃないんですけども、やっぱりこれ（活動費について）が6番目にあるということ自体、ちょっとどうなんだろうと今、思いました。相田さんもおっしゃったように、活動費がないんで、独自事業が少ないということにもなると、まさに地域に知られにくいと思いますし、今の山下さんのおっしゃるように、いいことをやろうと思っても、かなり負担が大きくなっちゃう。この辺は、1番に持っていったいいんではないでしょうか。

○小林会長 れは、事務局にお願いして、最初に持ってきていただいきたいと思います。

前に出た話で、通信費は大丈夫ですか。

○山下委員 個人のお金じゃないんですよ。だから、手当を上げろというんじゃないで、何かあるところの部分部分に支援してもらうほうがいいと思う。

○小林会長 都民連では、この活動というか、この経費についての検討はしていらないですか。

○荻野幹事 経費だけに絞った議論はしていませんが、無報酬のボランティアとして活動している中で、どうして自分たちの存在を知らせるために、自分たちが身銭を切ってしなくちゃいけないとか、サロン活動を行うのに、自分たちがさらにお金を出し合ってやらないといけないのかなというのは、ご意見としてはございました。

他には、例えば八王子市さんのように、地域も広域ですから、お宅を訪問するにも車が必要で、そういう意味での交通費、ガソリン代等もかかるという中で市内で検討した結果、八王子市独自の手当として、交通費を増額して手当をしたということもありました。そういうことは、東京都レベルでの活動費という考え方と、区市町村からの支援という双方からの支援もあるのかなという思いはございます。

- 小林会長 この辺を整理できるでしょうか。どうでしょう。
- 相田委員 我々と奥多摩とは違いますからね。
- 小林会長 それはそうですね。
- 山下委員 そういうのじゃなくて、イベントごとの何かちょっとサロンをやっているとか、そういうものにかかる経費ですね。そうしないと、平等性みたいなのがなかなか難しいと言いますけど。
- 相田委員 ただ一つ、活動費は一切要らないという民生委員さんもいるという事実は、知っておいていただきたい。
- 小林会長 そのような方には差し上げなくてもいいんじゃないですか。要らない人には要らない。でも、要る人はたくさん要ると思うので。
- 相田委員 まあ何とも言えないですよ。
- 小林会長 でも、豊島区さんみたいに、サロンの活動経費を出していただけると、これは大きいですね。
- 寺田委員 これは、すぐ出したんじゃないくて、やり始めたのは、20、7年、8年前ぐらいになるんですけど、その活動が認められて出そうというふうになりました。ですから、それまでは自前でやっているんですよ。自分のところの地区会費を出してやっておりましたが、それを区のほうが認めていただいて、じゃあ、これは出そうじゃないかというふうに言ってくれた。これがいいのは、私たち、これは自主財源と区の補助金を使っているんですけども、結局、自主財源を使っているんで、戻すことは全くないんです。戻すことが必要なときは、1回行事をやるごとに4,000円というふうに出るんですけども、その行事をやらなかったときだけは、4,000円返したらいい。その行事を全部やれば、お金は自主財源以上を使っていれば、全く戻さない。だから、去年も戻していませんし、戻さなくていいというのと、もう一ついいのは、飲み食いはいいですよ。
- 小林会長 飲んでいいのですか。
- 寺田委員 いいんです。そのかわり、私たち民生委員・児童委員が飲み食いしちゃうのはだめなのね。いろんな人と地域と接点があって、そういう会を設けたときだけはいいですよというふうになっています。ですから、それが非常にいいなと。やっぱり高齢者のサロンなんかになると、食べたり飲んだりするという、お酒ではないんですけど、そういうものは非常に大事な要素なんです。やっぱりそこに来る高齢者の方が多いので。何もないと来ないので。ちょっと軽く話が終わったら軽食して帰れるというような、そういうようなスタンスだと、いい。
- 小林会長 これはかなり重要で、住民と一緒に会を持った時に、その際の代金というか、費用をお茶代と菓子代ぐらいは認めないと、住民に来ていただけないというのは、そうなのでしょうね。今、介護保険の総合事業などで質問で出てきていて、助成金を出すときに、お茶代まではいいというようなところもある。大分違ってきているので、住民の

中での活動を広げるための助成を考える場合には、やはりそのところは少し考えないといけない。

○寺田委員 そうですね。ですから、ちょっと食べるものだと、ほかの財源から出していると思うんですね。

○小林会長 そうですね。それを民生委員さんに出してもらおうというのは、少し違うような気がする、個人的な感じですけども。

ほかにいかがでしょうか。ちょっと時間がもう過ぎましたので。費用のところで何か。

やはり住民活動をということに伴う、何というのでしょうか、昔の行政の補助活動ではなくて住民活動をする。特に、今のPRのところと、それから、いろいろな会合などを持つ場合の費用のあり方というのは確かに検討しなければならない時期に来ているという印象を持ちます。

金澤委員、いかがですか。

○金澤委員 推薦準備会のお話が先ほど出ておりましたけれども、小林会長がおっしゃったように、1回だけの推薦準備会は、そんなことを話せるような場ではなく、もう決まってきた人たちの話し合いですから、「民生委員候補者バンク」じゃないですが、この人ならやれるというところをどこかに把握しておいて、その中から声をかけてみられると良いと思います。

公募なんかも実際、私の地区でも一つの自治会がどうしても探せなくて、いきなり民生委員急募みたいなことをやってしまったんですが、本当にびっくりしました。任期があるけど途中でやめる委員だったんで、半年間とにかく延ばしてくれと、とりあえず土下座して委員を戻したことがあるんです。気持ちがあって、やりたいなと思っているのですが、脳梗塞で倒れた方がやりたいと言ってしまったんですよ。だから、本当にふさわしい人ばかり出てくるわけではないので、やっぱり公募というのは、本当に難しいですよ。ですから、ぜひ、人材バンクみたいなものを早急に、そういうような仕組みをつくっていただければと思います。

○小林会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

行政の方からいかがですか。足立区さん。

費用のことでも結構ですし、それから、今のような人材バンク、どうやったら人材が確保できるかということですね。

○眞鍋委員 費用というところだと思うんですけども、先ほどから皆さんも発言されていたように、やはりPRをするためのチラシだとかパンフレットというのは、民児協で購入して、皆さん事業で配っているの、そういったところを出していただけると、ありがたいなと思っております。

○小林会長 ありがとうございます。

ほかは、三鷹市さん、よろしいですか。

○立仙委員 三鷹市です。

三鷹市も昨年、全国100周年ということで、行政としまして、やっぱりPRのためのパンフレットですとか、いろんな啓発グッズの予算要求をさせていただいていたんです。100周年ということで、何とか少しだけお金がついたというような形なんですけれども、そういったときに、やっぱり東京都さんのほうから若干、PRに関しての補助金ですとかがあったりすると、こちらも財政のほうにも要求しやすいというか、そういうものはございます。

例えば、来年度は本当に全国での一斉改選ですので、そういった節目に当たってはつけていただけるので、そうすると、こちらのほうも節目なので、力を入れたいのというような形で要求につながりやすいのかなんていうところは感じているところです。

○小林会長 ありがとうございます。

八王子市さん、よろしいですか。

○井上課長 費用のところではないんですけども、八王子も民生委員さんのアンケート調査というのを、各民生委員さんのほうにどういう要望があるのかとかということ去年、たまたま計画の改定があったので、始めたんですが。このアンケート調査というのは継続的に毎年やっていこうかなと思っております。そういうふだん民生委員さんの生の声を全てを聞けていないかと思しますので、今、450名の民生委員さんがいるんですけども、全ての方に毎年、アンケートをして、そこで時代とともに多分、要望とかも変わってくると思いますので、まずは民生委員さんの今の立場であるとか考え方什么的を行政のほうで把握して、そこから実際に例えば予算が必要なのか、PRがもっと必要なのか、そのために予算をとるためにはどういうふうにしていけばいいのか、そこを行政だけで決めるのではなくて、民生委員さんと一緒に協議しながら決めていって、予算がつかないときも、こういうことだから、予算がつかないんだよということを、多分、民生委員さんのほうからすると、要望したのに予算をつけてくれないみたいな話になると、行政と民生委員さんが対立して全然マイナスなんですね。やっぱり歩調が同じ方向へ向かって進んでいけるように、そこは相互の信頼関係だと思っていますので、そういう取り組みは積極的に進めていこうと思っています。

○小林会長 ありがとうございます。じゃあ、副会長、どうぞ、何か。

○和気副会長 時間がないのにすみません。私のほうは、先ほどの班活動と充足率のデータなどがありまして、充足率も非常に100%に近いところからちょっと低い6割台みたいなところもありますので、こういう充足できていないところにどういった支援が必要か、どういうアプローチでいけば、これが改善されていくのか、きょう、ここにおいでの方々はすごく充足率の高いところから出ておられると思いますので、そういうところの状況というのももう少し聞いていただいて、何が不足しているのかということも検討していただければと思います。

以上です。

○小林会長 ありがとうございます。

いろんな課題が出てきていますが、同じような気がしますし、さきほどの連携のところも大分変わってきている。専門機関等の関係ですね。それから、住民との関係も変わってきて、それに伴って、いろいろな工夫を会長さんたちや民児協でやってくださっているので、何かよくわかるような形にして、前に進めるような方向で取りまとめをしていただければよろしいかと思います。その場合、やはり早期というか、すぐにでもやらなくちゃならないことと、少し中長期でもいいから考えなければならないことと分けて、報告書をつくっていただくといいかなという感じがしました。

よろしいでしょうか。大分いろんな話題が出てきました。私のほうの不手際で十分な整理ができず、失礼いたしました。

よろしければ、改めて皆さんの今のご意見を踏まえまして、事務局と私のほうで整理させていただき、改めて7月中旬をめどに皆様に中間のまとめをお送りしたいと思います。7月にお送りする内容を確認していただき、さらに何かご意見がございましたら、事務局までお寄せくださるということにしたいと思います。最終的な修文につきましては、会長と事務局に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小林会長 ありがとうございます。

それでは、事務局と最終調整をさせていただくことにいたします。

では、事務局のほうから連絡事項をよろしくお願いいたします。

○渡部幹事 本日はご多忙のところ、第2回民生委員・児童委員活動に関する検討委員会にご出席いただき、また、本当に貴重な意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。

本日、お配りいたしました資料はお持ち帰りいただけます。これまでの資料をつづりました青いファイルは、次回以降も使用させていただきますので、お持ち帰りにならないよう、お願いをいたします。

最後に、次回の検討委員会、作業部会の日程は、後日、お知らせさせていただきます。事務局からは以上でございます。

○小林会長 ありがとうございます。

それでは、大変時間が延びてしまいまして失礼いたしました。

これで閉会いたします。ありがとうございます。

(午後12時11分 閉会)